令和８年第３回隠岐の島町議会定例会会議録（第８日目）

開 議 宣 告　　令和８年９月１６日（水）９時２８分

○ 出席議員

１番	松 山　貢	６番	牧 野　牧 子	１１番	安 部　大 助
２番	村 上　一	７番	齋 藤　則 子	１２番	前 田　芳 樹
３番	西 村　万里子	８番	村 上　謙 武	１３番	石 田　茂 春
４番	脇 田　千代志	９番	菊 地　政 文	１４番	髙 宮　陽 一
５番	山 田　浩 太	１０番	西 尾　幸太郎		

○ 地方自治法第１２１条の規定により出席した者の職氏名

町長	池 田　高世偉	水産振興室長	木 瀬　高 宏
副町長	大 庭　孝 久	建設課長	岸 本　則 和
教育長	野 津　浩 一	都市計画課長	石 田　傑
会計管理者	野 津　千 秋	環境課長	原　秀 人
総務課長	宇 野　慎 一	エネルギー対策室長	野 津　寿 天
危機管理室長	柳 原　潔	国民スポーツ大会推進課長	田 崎　幸 雄
地域振興課長	橋 本　博 志	上下水道課長	藤 田　将 之
財政課長	池 本　繁 樹	布施支所長	坂 本　忠
施設管理課長	堀 川　秀 樹	五箇支所長	石 橋　忠 夫
税務課長	島 根　美 香	都万支所長	近 藤　勝 志
町民課長	和 田　美由貴	中出張所長	黒 川　直 照
保健福祉課長	中 村　恒 一	総務学校教育課長	金 井　和 昭
住民福祉担当課長	茶 山　宏	社会教育課長	砂 川　祐 一
商工観光課長	藤 野　一	中央公民館長	藤 田　留 美
農林水産課長	曽我部　一 彦		

○ 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長　田 中　　挙　　事務局長補佐　前 田　静 香

○ 町長追加提出議案の題目

諮問第１号　　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第２号　　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議事の経過

○議長（　安　部　大　助　）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（　開　議　宣　告　　９時２８分　）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 １．質疑

質疑を行います。

この質疑は、会期初日に提出された町長提出議案の議第62号「隠岐の島町犯罪被害者等支援条例」から、議第69号「令和７年度隠岐の島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの８議案について、「総括質疑」方式により行います。

質疑は、現に議題となっている事件に対し疑問点を質すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。通告した質疑の範囲を超えないよう、よろしくお願いいたします。

それでは、通告により質疑を行います。質疑の１人あたりの持ち時間は答弁を含め 30 分となっております。

それでは、発言を許します。

はじめに、１２番、前田芳樹議員。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

前田議員。

○１２番（ 前 田　 芳 樹 ）

それでは、おそれ入りますけれども通告書に沿ってお伺いをします。

予算説明資料４の 17 ページと予算説明資料２の 34 ページ、松くい虫危険木処理作業費についてお伺いをします。

２項目ほど聞きたいんですけどね。まず１点目ですが、７月末までに依頼を受け処理した件数が９件で 450 万円、今回の補正額 550 万４千円で５件の処理を予定しているとしていま

す。全額がですね、一般財源での支出となっていますけれども、県からの補助金はもうないのでしょうか。県への協議はどのようにされているのでしょうか。

空中散布の防除費用よりも、建物や道路への倒れかかっている危険木を伐採駆除する費用のほうが必要になっているのではないでしょうか。災害を未然に防ぐにはですね、５件の見込みでは対処措置が追いつかないのではないでしょうかという点ですね。

そして２点目ですが、観光施設であるホテル海音里、ロウソク島遊覧船待合所、代トンネル前後の道路沿線に松くい虫で枯れた松が多くあります。早期の伐倒駆除を施設の近隣住民は求めていますけれども、これらの区域は今回の５件の中に想定されているのでしょうか。想定されていなければ、どう対処していくのでしょうかという点について伺います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

曽我部農林水産課長。

○番外（ 農林水産課長　曽 我 部　 一 彦 ）

おはようございます。それでは、前田芳樹議員の総括質疑につきまして農林水産課よりお答えいたします。

まず１点目でございますが、島根県の補助金についてでありますが、現在、本町では松くい虫防除事業としまして、空中散布、衛生伐、樹幹注入などを実施して、県の補助制度を活用しております。

ただし、これらは対象区域や事業内容が定められておりまして、町内全域の松枯れ被害木や危険木の処理には活用できません。

このため、建物や道路などへの倒木の危険性が高い枯松につきましては、町単独の危険木処理事業で対応しております。しかし、要望に対しまして処理が追いついてない状況もございます。

今回の補正予算では、現在把握している要望のうち、危険度の高い５件の追加処理を予定しております。

今後もですね、被害の拡大が見込まれることから、島根県に対しましても危険木処理への財政的支援や新たな補助制度の創設を要望するとともに、所有者によります伐採・処理への支援についても検討してまいります。

続きまして２点目でございますが、議員からご指摘のありましたホテル海音里周辺などの危険木につきましては、既に伐採の要望を受け付けておりますが、今回の補正予算編成後に

要望を受けた箇所であります。今回の予定している５件には含まれておりません。

しかしながらですね、今回の５件に含まれていないからといってですね、処理をしないというわけではございません。

今後ですね、現地の松枯れ状況や倒木の危険性、周辺への影響等を確認し、緊急性や危険度を踏まえまして、優先順位をつけ順次対応してまいります。

引き続き、危険度の高い箇所から優先的に対応し、倒木による事故等の未然防止に努めてまいります。以上でございます。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

前田議員。

○１２番（ 前 田　 芳 樹 ）

あんまり無理を言うつもりはありませんけれどもね。しっかり対処していただかないといけない状況だろうと思いますが、意見ではなくて提案なんですけどね。

島根県が続けている空中散布ね、非常に効果が疑われるわけです。これはやめてね、今度危険木処置に対処してもらうようにね、県と交渉されたらどうでしょうかと思いますけれども。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

今のは提案ですので、答弁は控えさせていただきたいと思います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

前田議員。

○１２番（ 前 田　 芳 樹 ）

はい。以上で終わります。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

以上で、前田芳樹議員の総括質疑を終わります。

次に、５番、前田浩太議員。

失礼いたしました。もといです。

次に、５番山田浩太議員。失礼いたしました。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

山田議員。

○5番（ 山 田　 浩 太 ）

それではですね、私から、議第65号 障がい者福祉総務事業の中の地域おこし協力隊活動費298万３千円について、いくつかお聞きします。

まず一つは、今回雇用が８月１日から雇用開始というふうに説明資料のほうにもありましたけれども、その協力隊の方が雇用されて今回の補正に上がってくるまでの、雇用までのプロセスというものを詳細なご説明をお願いします。

（ 「議長」と呼ぶ者あり ）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

橋本課長。

○番外（ 地域振興課長　橋 本　 博 志 ）

はい。「障がい者福祉総務事業」についてのご質問でございますが、ご質問の内容が地域おこし協力隊の制度に関わるものでありますことから、所管課より答弁のほうさせていただきます。

はじめに、地域おこし協力隊の採用決定に至るまでの経緯についてであります。配置要望のありました所管課に対しまして、副町長を審査委員長とし、財政課長、地域振興課長を審査委員とした３名によりヒアリングを実施のうえ、募集の可否について決定のほうをいたしております。募集が決定いたしましたら、町のホームページ・隠岐びとチャンネル等で周知を図るほか、毎年、ふるさと島根定住財団が都市部において開催をいたしております地域おこし協力隊の募集イベントに参加をし、本町に対し興味を持っておられる方と直接面接を行い、制度内容・事業内容について説明のほう行っております。

また、予算要求につきましても、募集の決定を受け、行うことといたしております。

次に予算執行を含めた、地域おこし協力隊採用に係る概要について説明させていただきます。資料の２ページをお願いいたします。

まず、地域おこし協力隊の雇用形態についてでございますがこちらは幾つか種類がございますが、現在、本町において採用のほうをいたしております地域おこし協力隊の雇用形態は、大きく分けまして二つございます。

一つ目が上の段ですね。行政連携型、こちらは会計年度任用職員として町関係部局において勤務をしていただくものであります。その下、②の企業等受入型、こちらは企業等への委託を行うものであります。隊員の任期は、原則１年から３年、職務内容に応じて最長５年以

内とし、その職務内容、及び予算は記載のとおりとなっております。報酬・活動費の上限額は年額550万円とし、うち報酬の上限額を350万円、活動費の上限額を200万円と定めております。

また、採用の時期についてでありますが、①の行政連携型が原則、年度当初の４月１日の採用としているのに対し、②企業等受入型は随時募集とする場合が多く、これにより年度当初は募集がなかったものの、１名が先ほど議員仰られました８月１日付けで、町内の共生型通所施設へ採用、また１名が10月１日付けで町内の酒造会社へ採用予定となっております。

以上でございます。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

山田議員。

○５番（ 山 田　　浩 太 ）

はい。詳細な説明ありがとうございます。

すいませんもう１点、ちょっと関連して質問させていただきます。審査をなされているということだったんですけれども、そういった配置先を選定していくうえでの基準のようなものが定められているのかという点とですね、もしくは要望があった民間企業の公平性であったりとか、事業の例えば内容であったり、地域課題との関係性であったりとか、そういったところを絡めながら、配置先というものを選定されているのかという、ちょっとその辺りをもう少しまた詳細にお願いいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

橋本課長。

○番外（ 地域振興課長　橋 本　　博 志 ）

はい。では２点目ですね。「地域おこし協力隊を民間事業者等へ配置する際の選定基準、決定過程」についてでございます。

選定基準のほうは当然設けております。先ほども答弁いたしましたとおり、配置要望のありました所管課に対して、副町長を審査委員長、財政課長、地域振興課長を審査委員といたしますヒアリングを実施し、そのうえで決定のほうを行っております。

内容といたしましては、委託先である事業所の業務内容が公益性に資するものであるのか

どうかと、あるいは地域の伝統事業を継承するための担い手育成につながるものであるのかどうか。また、単なる労働力の確保を目的としたものではないかということに加えまして、地域おこし協力隊の退任後は継続をして委託先での雇用の見込みがあるか、または町内での企業の見込みがあるか等について審査のほうは行っております。

以上です。

（　山田議員から「終わります。」の声あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

はい。以上で、山田議員の総括質疑を終わります。

次に、１番松山貢議員。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

松山議員。

○１番（ 松 山　 貢 ）

おはようございます。まず冒頭に質疑にあたってはですね、この事業自身を私は否定的に見たり懐疑的にみたりしてるわけじゃなくて、この取組、福祉の分野についてはかねてから特に関心を寄せている分野ですので、この事業の採用にあたってはですね、高く評価して、今後も力を入れて取り組んでもらいたい。というところに向けての質疑というにとらえてもらいたいと思います。

まず、隊員の就任に至る志望動機、採用までのプロセスの中で、ご本人の専門スキルと評価された事項、懸念される事項とはどのような内容があるか。また、活動による効果を裏づけるものは何かお聞かせください。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

茶山住民福祉担当課長。

○番外（ 住民福祉担当課長　茶 山　 宏 ）

ただ今の、ご質問についてお答えいたします。

本件につきましては、「えんがわ」敷地内の空き家を拠点とした地域交流の促進や地域と施設をつなぐ取組について、意欲を持って主体的に取り組んでいただける人材を求めて、今年１月から隊員の募集を行ってきたところでございます。

これまで見学にこられた方もいらっしゃいましたが、応募には至りませんでした。

このたび採用となった隊員は、高齢者施設等の勤務経験があり実際に「えんがわ」を見学され、代表の運営方針やミッションの内容を聞かれたうえで、自身の福祉分野での経験を生かして取り組みたいとの思いから、応募されたものでございます。

採用にあたっては、応募書類や面接を通じてこれまでの経験や能力だけでなく本町で活動することへの意欲、地域との関係を築いていく力、事業の趣旨を理解し、主体的に実践していく姿勢など総合的に評価して、８月１日付での採用となっております。

懸念される事項でありますけども、一般的に言えばですね、マッチングがうまくいくかみたいなことはあろうかというふうに、どこの職場でもそうですけども、そういったことがあろうかと思いますが、今のところお聞きする限りですね、隊員さんはうまくやっていらっしゃいます。以上です。

もう一つね、続きまして活動による効果を裏づけるものについてのご質問でございますが、「えんがわ」敷地内の空き家利用により様々な人が集う場となることで、障がいのある人や施設への理解を深めることが期待されますとともに、利用者にとっても地域交流が生活する上で楽しみや生きがいになるといいなと考えております。

また隊員は家族同士の交流の場、情報交換、悩みを共有する場としての活用も想定しているとのことです。

活動の効果の把握につきましては、単に地域交流イベントの開催回数や参加人数等のみを成果とするのではなく、地域住民の参加状況や協力者の増加、新たな関係の広がりなど具体的な活動実績を確認していきたいと所管課は考えております。

一方で地域おこし協力隊の活動は、隊員個人の力で完結するものではなく、職員はもちろんのこと地域住民や所管課との連携が重要であります。所管課としても、必要な支援や調整を行いながら、活動が地域に根づき継続的な取組につながるよう取り組んでまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。以上です。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

松山議員。

○1番（ 松 山　　貢 ）

所管窓口の地域振興課の方々の活動から始まってですね、門戸を広げた動きがこういった形で実質的に効果を得るような、かつ敬遠されがちな分野についてですね、こういった形で継続していくということは非常に喜ばしいと思います。今説明されていたように対応時期も

とても誠意を持って対応されたんだろうと思うんですね。そういったこと自体が隊員に応募された方も、事業者と面談等もされたと思いますけれどもそういったそれぞれ理念とかですね、運営方針についても評価をされて実った達成されたことだと思うんですね。

それで続けて事業内容のうち地域交流イベント企画運営がありますけれども、現時点でのプランはどのようにお考えかお聞かせください。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

茶山課長。

○番外（ 住民福祉担当課長　茶 山　　宏 ）

次に、地域交流イベントの現時点でのプランについてのご質問でございますが、隊員は８月からの採用であるため、現時点では、「えんがわ」の理念や支援計画等を確認しながら、日常の生活支援をはじめ、「えんがわ」での通常の業務に従事している状況でございます。

地域交流イベントについては、隊員が「えんがわ」利用者や、職員、地域の方々と関わる中で、地域のニーズや参加しやすい内容を把握しながら企画していくものと認識しておりまして、隊員からは、現時点で具体的な企画は未定だが利用者や地域の方が安心して過ごせる場になる企画や空間づくりを考えていきたいと聞いております。以上です。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

松山議員。

○１番（ 松 山　　貢 ）

次にですね、敷地内の空き家を活用というふうにありますけれども、地元住民の方や施設利用者の特性を考えますと安全確保が重要と言えるわけですけれども、どのようにお考えかお聞かせください。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

茶山課長。

○番外（ 住民福祉担当課長　茶 山　　宏 ）

はい。次に安全確保をどのように担保するかについての質問でありますが、議員ご指摘のとおり、敷地内の空き家を交流イベント等で活用するにあたっては、安全確保を最優先に考える必要あると承知しております。「えんがわ」敷地内にはもともと２棟の空き家があり、

そのうち１棟については、開所当初より利用者の生活支援の場として活用されており、今回、地域交流の場として活用を予定しているのは、もう１棟の空き家であります。

この建物については地域交流の場として活用することを見据え、これまでに「えんがわ」さんが必要な改修を行っております。今後、地域交流イベント等を開催する際は、その内容や参加人数の状況などに応じ、「えんがわ」の利用者と地域住民の双方が安心して利用できるよう施設側での必要な見守りや配慮が行われるものと考えておりますし、また、必要に応じてですね、町といたしましても必要な支援についてですね、検討してまいりたいと思います。以上でございます。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

松山議員。

○1番（ 松 山　　貢 ）

この施設の開業当時からですね、自己資金をもちろん、公的資金の援助も受けられながら開業にこぎ着けられたという背景があると思います。今もやはり相互でですね、公助自助、共助を含めて考えながら、さらに、この施設の事業主自身の博愛精神から成り立っている事業だと思います。行政のほうからもそれを支えながらやっていく必要が当然あると思うんですね。

これから協力隊の活動が加わってさらに活発化していって地域との交流って事生まれていくわけですけれども、敷地の様子を見ますと駐車場に隣接した、河川、水路等があり、かなり高い擁壁のような状態になっております。考えられますのは駐車場と地域住民の水くみと墓参りのときに歩道とかの人の錯綜が当然予想されます。

で、今はそれが担保されてない状態ですので、そういった部分も含めて敷地周辺のことも含めてですね、行政できることがあれば、ぜひ積極的に取り組んでもらいたいと思います。といいますのは、こういった協力隊の気持ちでですね、取り組まれている、成り立っている事業ですので、これからですけれどもそういったことでつまずき等の起きないようにするべきかなというふうに思います。今後ともどうぞよろしくお願いします。以上です。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

以上で、松山貢議員の総括質疑を終わります。

最後に６番、牧野牧子議員。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

牧野議員。

○6番（ 牧 野　　牧 子 ）

それでは私は地籍調査事業のことについてお聞きしたいと思います。

交付金のほうですね、減額となったということで補正前が3,197万7千円あったものが、23.26%減の2,453万9千円となりました。これについて、ちょっとお聞きしたいです。

そして、これが今回のみであるのか。これ以降も交付金のほうが県のほうからは支出されなくなるおそれがあるのかということでちょっと聞きたいと思います。お願いします。

（ 「議長」と呼ぶ者あり ）

○議長（ 安 部　　大 助 ）

島根課長。

○番外（ 税務課長　島 根　　美 香 ）

はい。ただ今の、牧野議員のご質問について税務課よりお答えをいたします。

交付額の減額は今回に限ったものではなく、国が地籍調査予算を都道府県に配分する際の調整によるものでございます。国においては災害対応など、特に需要の高い地域を優先して予算配分するため、毎年度要望額どおりに予算措置されない場合がございます。その結果、島根県への配分が減少し本町への交付額につきましても減額されたものでございます。以上です。

（ 「議長」と呼ぶ者あり ）

○議長（ 安 部　　大 助 ）

牧野議員。

○6番（ 牧 野　　牧 子 ）

はい。ありがとうございます。

全国あちこちで災害が起きておりますので、そして多分住宅の地籍調査などのほうが進んでない地域もあるとも聞いておりますので、そちらのほうが優先ということは仕方ないかなと思っております。

隠岐の島でも昭和55年からこういった地籍調査のほう始まっていると思うのですけども、ただ、町内のほうで地籍が進んでない場所があったり、変更があったりと、たまに報告ももらいますけども、そういったとこがある限りですね、何か災害が起きたときに所有者の確定がされないと、そういった措置とかもできないということも聞いておりますので、そういった地籍調査の変更で工程がすごく何工程もあるということで、資料のほうもいただいて

おりますけども、かなり時間がかかる事業でありますので、これにおいて遅延が起こることで、行政の影響が出るのではないかなという懸念がありますので、そこについてお聞かせください。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

島根課長。

○番外（ 税務課長　島 根　　美 香 ）

はい。２点目のご質問でございますけども、地籍調査の工程の見直しによって遅延が予想されるが、行政の影響はあるのかについてお答えいたします。

現在、宅地についてはおおむね調査が完了していることから、現時点では行政運営に大きな支障を及ぼす事例は見受けられない状況でございます。一方で、未調査区域の多くは山林であり、土地の売買や相続、境界確認に時間を要するなど、地権者の皆様の土地利用に影響が生じる可能性があり、また森林整備や防災の観点からも地籍調査を着実に進めていくことが重要であると考えております。

このまま交付額の減額が続きますと、調査工程の繰延べが継続することに加え、未調査区域の山林につきましては傾斜が急で調査が困難な箇所も大変多くございますので、完了までに約50年を要する見込みとなっております。こうした状況を踏まえ、調査の効率化を図るため将来的にはドローン等を活用した航空写真測量、いわゆる航測法の導入について検討を進めているところでございます。

今後は、先進自治体の事例を参考に検討を進めるとともに、調査に必要な予算の確保につきましても、引き続き国・県へ要望してまいります。以上でございます。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

牧野議員。

○６番（ 牧 野　　牧 子 ）

少し安堵しました。とても地道なお仕事でありますけども、災害がおきてからでは遅いですので、そういった対策のためにも地道な努力をまた惜しまず頑張っていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

以上で、牧野牧子議員の総括質疑を終わります。

日 程 第 ２．町長追加提出議案の上程

町長追加提出議案の上程を行います。

お手元に配付のとおり、町長追加提出議案の「諮問第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、及び「諮問第２号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の２件を議題といたします。

日 程 第 ３．提案理由の説明

提案理由の説明を行います。

ただ今、議題となりました２件の議題について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（ 「議長」と呼ぶ者あり ）

○議長（ 安 部 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 池 田 高 世 偉 ）

よろしくお願いします。それでは、本日追加提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

諮問第１号及び諮問第２号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めること」についてでありますが、本町の人権擁護委員のうち、本年 12 月 31 日をもって任期満了となる方が生じることから、引き続き佐々木朗氏と、新たに福本美由紀氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、２件の追加議案につきまして、ご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（ 安 部 大 助 ）

以上で、提案理由の説明を終わります。

日 程 第 ４．質疑

質疑を行います。

ただ今、提案されました２議案について質疑を行います。

はじめに、諮問第１号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めること」について、質疑を行います。質疑はございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

質疑なしと認めます。

次に、諮問第２号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めること」について、質疑を行い

ます。質疑はございませんか。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上一議員。

○2番（ 村 上　　一 ）

はい。人権擁護委員が１人、やめられるということですけども、今までどなただったのかというのは、教えてもらえますか。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

氏名でよろしいですか。

（　村上議員うなずく。　）

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

橋本地域振興課長。

○番外（ 地域振興課長　橋 本　　博 志 ）

このたび、10名のうちの３名の方が12月末で期限を迎えられます。そのうち、継続してお引受けをいただいたのは佐々木朗様のみとなっております。２名の方については、退任の意思を示されました。

１名はですね、原田の竹林行政氏と、もう１名すいませんちょっと今名前が出てきません。後ほど・・・。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上一議員、後ほどでもよろしいでしょうか。

（　村上議員うなずく。　）

橋本課長。後ほどでよろしいです。

ほかに質疑はありませんか。

（　「なし」の声を確認　）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

日 程 第 ５．議案の委員会付託

議案の委員会付託を議題といたします。

会期初日に提出された町長提出議案の、議第62号「隠岐の島町犯罪被害者等支援条例」

から、議第69号「令和７年度隠岐の島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの８件、及び認定第１号「令和７年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第６号「令和７年度隠岐の島町下水道事業会計決算の認定について」までの６件、計14件をお手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声を確認　）

異議なしと認めます。

したがって、議案14件は、議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

日 程 第 ６．休会について

休会についてを議題といたします。

お諮りします。

９月17日、18日、及び24日は、常任委員会・全員協議会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声を確認　）

異議なしと認め、そのとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、９月25日に開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（ 散　会　宣　告　　１０時０４分 ）

以　下　余　白